

平成27年3月27日

公立大学法人前橋工科大学
理事長 佐藤 恭一 様

副学長 今村 一之
研究委員長 向井 伸治
事務局長 稲垣 雅樹

監 査 報 告 書
【科学研究費・通常監査】

公立大学法人前橋工科大学科学研究費取扱規程（平成25年規程第116号）第8条第2項の規定に基づき通常監査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1 監査の実施期日

平成27年3月16日（月）～平成27年3月20日（金）

2 監査の対象者

平成26年度の新規採択課題6課題のうち、採択期間（2～3年）の合計交付額（直接経費）の大きいものから順に以下の3課題（本年度掌握する科研費に係る研究課題数の10パーセント以上）の研究代表者を選定した。

システム生体工学科 : 准教授

建築学科 : 准教授

システム生体工学科 : 教授

ただし、公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程（平成25年規程第117号）第9条、公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等に関する不正防止計画（平成25年4月1日制定）に基づき監査の対象となった者については、本監査の対象外とした。

3 監査方法の概要

平成26年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）交付申請書に記載する研究実施計画等により当該研究費が研究目的のために適切に執行されているかを確認するため、事務局学務課で保管する平成26年度分の収支に関する証拠書類について、監査を行った。

4 監査結果の概要

科学研究費の執行はおおむね適切に行われていると認める。

5 是正又は改善を要する事項

科学研究費の執行は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部において改善を要する事項が認められた。特に立替払制度については、再度教員への制度説明が必要である。

(1) 立替払請求について

ア インターネット購入については立替払実施要領では注文日を領収日としているが、実際に銀行振込をした日付で立替払請求書を作成したため、本来同一の立替払請求書で作成すべきものが分割で請求されていた。

イ 立替払請求書の領収日が実際の領収日と異なるものが見受けられた。

ウ インターネット購入だが、ネット注文日ではなく代引き支払日を領収日としているものが見受けられた。

エ インターネット購入（Yahoo ショッピング）において、「注文履歴詳細」では購入先及び振込先口座等が確認できず、金融機関の利用明細書の振込先との確認ができないものがあった。

オ 同一領収日にもかかわらず、立替払請求書が分割されていた。

カ 立替払い時にTポイントが加算されている案件が見受けられた。

キ 外貨払は立替払事前承認申請が必要であるが、事前承認省略で立替払請求を認めているものが見受けられた。

ク 科研費を財源に学会年間費を支出しているが、科研費研究との整合性が不明。
（基本的には年会費は認めていない機関が多数）

(2) 業務委託等について

ア 見積合わせ通知書及び仕様書に期間が明示されていないものが見受けられた。

6 その他必要と認める事項

是正又は改善には当たらないが、次の事項について、必要と認めた。

(1) 検収印が不鮮明なものが見受けられた。(原本は振替伝票に添付されているため、是正又は改善には当たらないと判断)